NEWS RELEASE

2015年９月４日

各位

会社名　日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
代表者名　代表取締役社長　吉田　一正
（コード番号：6063　東京証券取引所JASDAQ）

当社が「医療渡航支援企業」に認証されました

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社(略称：EAJ、本社：東京都文京区、代表取締役社長：吉田一正、URL：http://emergency.co.jp/)は、９月４日に「医療渡航支援企業」の認証審査に合格し、認証機関である一般社団法人Medical Excellence JAPAN（※以下MEJ）より、「医療渡航支援企業」の「正認証」を国内で初めて受けましたのでお知らせいたします。

記

●「医療渡航支援企業」認証の背景

国外からの医療サービスの受診者（以下、渡航受診者）の受入れにおいては、訪日前から帰国後にわたり、医療機関との医療情報のやり取り、通訳、移動手段・宿所の確保等の高度で幅広いサポート（以下、支援サービス）が必要であり、文化の違いによるトラブルなどのリスクも存在します。これらの対応を事業として行う企業（以下、医療渡航支援企業）が数多く存在していますが、各企業が提供するサービスの内容は様々です。

渡航受診者が安心して医療サービスを受け、また受入れを行う医療機関も適切な医療提供に専念できる環境を整えるには、質の高い支援サービスを提供できる医療渡航支援企業を育成し、その存在を国内外に周知する必要があります。

●このたび当社は認証機関であるMEJから国内初の「医療渡航支援企業」として認証されました。

「医療渡航支援企業認証制度」は、日本政府の成長戦略の一環として、来日して治療を受けようとする外国人が安心して医療サービスに関する相談や受診の支援が受けられるよう、一定の基準を満たした質の高い支援サービスを提供できる企業に日本政府が”お墨付き”を与える制度です。

この認証により、当社と当社のインバウンド業務に対する信頼が増し、海外からの患者受入が一段と増加することが予想されます。今後は「医療渡航支援企業」として従来以上に責任感を持って、提供する医療サービスの更なる充実を図り、外国の患者様に日本の高度医療を紹介して参ります。

※一般社団法人Medical Excellence JAPANは、政府の医療国際展開タスクフォース／インバウンド・ワーキンググループより公表されたガイドラインに則って、医療渡航支援企業の認証組織としての活動を実施しております。http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/kokusaitenkai/inbound_dai1/siryou3.pdf

●当社は以下の認証基準を満たし、「医療渡航支援企業」として認証されました。

（１）医療滞在ビザ身元保証機関

経済産業省または観光庁において登録した医療滞在ビザ身元保証機関であること。

（２）旅行業登録

医療渡航支援に必要な移動や宿泊等の手配を適切に行うことができるよう、旅行業登録がされていること。

（３）受入実績

受入れ医療機関のコーディネート、通訳等による多言語対応、移動及び宿泊手配、医療費支払い等の一連のサービスを行っており、海外在住の外国人の治療行為に関する国内医療機関への受入業務の実績が、直近2年間の平均で年間150名以上であること。

（４）医療機関からの推薦

認証組織が作成する受入医療機関リストに掲載された3つ以上の医療機関より推薦されること。

（５）プライバシーマーク

個人情報を適切に取り扱う必要性に鑑み、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークを取得していること。

（６）顧問医

渡航受診者からの相談に備え、顧問契約等により随時医師に相談できる体制を有すること。

（７）渡航受診者への説明等

渡航受診者とのトラブルやクレーム等の防止の為、サービスの範囲、支払い、中途解約に関する事項、個人情報の取扱い等について書面で渡航受診者に説明するプロセスや必要な書類を整備していること。

（８）事業計画

事業計画（受入渡航受診者数の見込み、研修計画など）を認証組織に示すこと。

（９）受入支援業務の状況の把握

定期的に渡航支援業務に関する報告書（渡航受診者の基本情報、受入医療機関、治療内容、及びトラブル対応結果等の情報を含む）を作成し、認証組織に示すこと。

（１０）その他事項

・渡航受診者の渡航に関して、訪日前の調整から帰国後のアフターサービスサポートまで責任をもって対応すること。

・認証組織が開催する研修等に社員を参加させる、有意義な資格等の取得を推奨する等、サービスの質の担保に努めること。

・認証組織が主催する会合や実施する調査に参加する等、医療渡航支援全体の活性化、高度化に積極的に協力すること。

・認証組織が渡航受診者や受入医療機関に対して行う調査等に協力すること。

・認証組織が求める医療渡航支援業務に関する報告、調査、業務改善、その他必要な措置等の遂行に協力すること。

・その他、医療渡航支援業務に関する理念や取組み体制、業務範囲、医療通訳等の確保状況等を総合的に考慮して認証を行う。

■本件に関するお問合せ先

管理部　ＩＲ室
電話：03-3811-8121

以上